

平成 29 年 1 月 10 日

企業会計基準委員会 御中

**企業会計基準公開草案第 59 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」に対する意見**

有限責任監査法人トーマツ

テクニカルセンター

貴委員会から平成 28 年 11 月 9 日付で公表されました企業会計基準公開草案第 59 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下「本公開草案」という。）に対して、下記のとおり意見を申し上げます。

**質問1**

当事業年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等に係る会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

**【コメント】**

本公開草案で提案されている内容について、基本的に同意する。

ただし、本公開草案第4項「法令に従い算定された額」という表現は、企業会計基準委員会における審議において、見積りの要素も含まれ得ることを意図したものと理解しており、かかる表現となった審議の過程を結論の背景において明確に示すべきと考える。

**【理由】**

企業会計基準委員会においては、現行の実務を踏まえて、本公開草案第4項「法令に従い算定された額」は、見積りの要素も含まれ得ることを意図して審議が行われたものと理解している（平成28年11月4日開催第348回企業会計基準委員会「審議(2)-3 第347回企業会計基準委員会及び第42回専門委員会で聞かれた意見（法人税等会計基準（案）について聞かれた意見）」第2項）。

本公開草案においては、第4項「法令に従い算定された額」という表現とした背景が示されていないため、企業会計基準委員会の審議の過程を結論の背景に明確に示すことにより、会計基準利用者の理解に資するものとする。

**質問2**

更正等による追徴及び還付に係る会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

本公開草案で提案されている内容について、基本的に同意する。

ただし、以下の2点につき意見を申し上げる。

- ・ 本公開草案第5項の「原則として」という表現は削除することが望ましい。
- ・ 本公開草案第32項の「当該取り扱いにおいて追徴税額を費用として計上しないケースや納付税額を資産として計上するケースは排除されていないと考えられる。」という表現は削除することが望ましい。

#### 【理由】

「原則として」という表現を記載する以上、ただし書きにより、例外としてどのような状況を想定しているのかを示さなければ、会計基準としての役割を十分に果たし得ないものと考えられる。この点、監査・保証実務委員会実務指針第63号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」（以下、監査保証実務指針第63号）を適用する実務において、当該徴収額を費用として計上しないことや納付税額を資産として計上することは事実上認められていなかったと考えられるため、本会計基準が現行会計実務を踏襲したものであるならば、「原則として」に対する例外を示すことは困難であると考えられる。

また、第32項の「当該取り扱いにおいて追徴税額を費用として計上しないケースや納付税額を資産として計上するケースは排除されていないと考えられる。」という表現では、追加徴収された納付税額を費用としないケースや納付税額を資産として計上できるケースが一般的にあり得るとの誤解を与えかねないとする。

#### 質問3

本公開草案の開示に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

#### 【コメント】

同意する。

#### 質問4

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

以下、本公開草案に関するその他の意見を申し上げる。

#### 1. 事業税（収入割）に関する取扱いについて

##### 【コメント】

事業税に関する取扱いについて、電気供給事業、ガス供給事業、生命保険事業及び損害保険事業に係る事業税（以下、「事業税（収入割）」とする）についても取り扱いを明示する必

要があると考える。

**【理由】**

会計制度委員会報告第8号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」第10項なお書きにおいて「事業税のうち付加価値割及び資本割並びに電気供給事業、ガス供給事業、生命保険事業及び損害保険事業に係る事業税は利益に関連する金額を課税標準としていない」とされている。また、監査保証実務指針第63号2(2)においては、「当該事業年度の利益に関連する金額を課税標準とする事業税以外の事業税」の会計処理及び表示が明示されており、事業税(収入割)は、これに含まれていたと考えられる。

一方、本公開草案第3項(4)においては、事業税の定義が、付加価値割、資本割、所得割とされているため、本公開草案では、事業税(収入割)の会計処理及び表示が明示されていないものと考えられる。

## 2. 地方法人特別税について

**【コメント】**

地方法人特別税の取扱いを明らかにすべきと考える。

**【理由】**

本公開草案においては、平成20年度税制改正によって創設され、現在賦課されている地方法人特別税に関する定義及び会計処理は明示されていない。本公開草案第2項(1)において、本会計基準の適用範囲は、我が国の法令に従い納付する税金のうち「法人税、住民税及び事業税等」とされている。一方、第4項(注)において、「法人税、住民税及び事業税等」には地方法人特別税が含まれていないが、実務的には事業税に含めた処理が行われているものと考えられる。

今般、地方法人特別税の廃止及びそれに伴う事業税への復元は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度からとされ、地方法人特別税は、本会計基準公表日時点においても賦課されているものと考えられる。

本会計基準利用者の実務に資するためには、企業会計基準適用指針第27号「税効果会計に適用する税率に関する適用指針」と同様に、地方法人特別税の取扱いを明らかにする必要があると考える。

なお、地方法人特別税のような税制政策上、暫定措置として賦課される税金について、本公開草案の規定に則って処理されるように定義等を見直すことも考えられる。

## 3. 住民税均等割について

**【コメント】**

住民税(均等割)の取扱いについて、考え方を明示することが望ましいと考える。

**【理由】**

本公開草案第4項(注)において、「所得等に対する法人税、住民税及び事業税等」には、

所得に対する法人税、地方法人税、住民税及び事業税（所得割）のほかに、住民税（均等割）を含む」とされ、本公開草案第 8 項においては住民税（均等割）を区別せずに住民税の取扱いを規定している。

しかし、住民税（均等割）は、資本金等の金額及び従業員数に応じて決定されるものであり、所得等に対する税金ではない。そのため、本公開草案第 8 項の取扱いとしている理由を示すことが望ましいと考える。

#### 4. 外国法人税の定義について

##### 【コメント】

外国法人税について、本公開草案第 3 項（6）の定義と第 13 項の間で、整合を図るべきと考える。

##### 【理由】

本公開草案第 3 項（6）において、「外国法人税」は「外国の法令により課される法人税に相当する税金」と定義されている。一方、第 13 項では、外国法人税のうち、「利益に関する金額を課税標準とする税額」と「利益に関する金額を課税標準とする税額以外の税額」を区分して開示を定めており、外国法人税の中に利益に関する金額を課税標準とする税額以外を含むことを前提としていると考えられ、第 3 項（6）の定義と整合していないと考えられる。

法人税は、利益に関する金額を課税標準とする税金であるため、「法人税に相当する税金」とする外国法人税の定義（第 3 項（6））を見直し、第 13 項において、利益に関する金額を課税標準とする税額以外の税額を含んでいることとの整合を図るべきと考える。

以 上